

# 日本産業科学学会会則

## 第1章 総則

第1条 本会は、日本産業科学学会(JAPAN ACADEMY FOR INDUSTRIAL SCIENCE、略称JAIS)と称する。

第2条 本会は、広く専攻分野を異にする研究者が、相互に交流し、産業に関する諸問題を学際的に研究し、お互いの研究水準を向上させることを目的とする。

第3条 本会は、必要な地域に地域部会を設けることができる。部会の設置、廃止は会員総会の承認を必要とする。部会の運営に関する細則は、別にこれを定める。

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- (1) 全国大会、地域部会、および研究会の開催
- (2) 会員の研究に関する連絡交流、および共同研究の組織化
- (3) 年報、研究論集、その他出版物の発行
- (4) 産業に関する調査研究、ならびに資料の作成
- (5) 内外関係学会との連絡交流、ならびに資料の交換
- (6) 学会賞、および研究奨励賞の選定
- (7) その他本会の目的達成に必要な諸事業

## 第2章 会員

第5条 本会の会員は、名誉会員、正会員、賛助会員とする。

- (1) 正会員は、産業に関する諸問題に関心を有し、学際的な研究交流を志向する者。
- (2) 賛助会員は、本会の目的に賛同し、本会の事業に協力する法人および団体。

第6条 本会の会費は、年額を次のとおりとし、入会者の会費は入会年度から徴収する。

- (1) 正会員は、5,000円
- (2) 賛助会員は、1口20,000円(1口以上)

第7条 本会の入会、退会は、次のとおりとする。

- (1) 本会に正会員として入会を希望する者は、本会正会員2名の推薦により書面をもって理事会に申込み、その承認を得なければならない。
- (2) 賛助会員は、入会を希望する者および会員が推薦する者から、理事会が決定する。
- (3) 退会を希望するものは、書面をもって申出て、理事会の承認を得なければならない。

第8条 本会会員で、次の各号に該当する者は、理事会の議を経て退会させることができる。

- (1) 本会の名誉を傷つけた者
- (2) その他本会の運営に重大な支障を及ぼした者
- (3) 2年以上にわたり会費を納入しない者

## 第3章 役員

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 若干名
- (4) 業務幹事 若干名
- (5) 会計監事 2名

第10条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある時はこれを代理する。理事は、理事会を組織し、会務を審議執行する。業務幹事は、会長および理事を補佐する。会計監事は、本会の会計を監査する。

第11条 会長、副会長の選出は、理事の互選による。理事の選出は、正会員の互選による。業務幹事は、正会員の中から会長が委嘱する。会計監事の選出は、本会会員の互選による。なお、すべての役員については、会員総会の承認を得なければならない。

第12条 役員の任期は、2年とし、連続2期を超えてその任につくことはできない。役員に欠員が生じた場合は、理事会が後任者を決定し、その任期は前任者の残存期間とする。

## 第4章 会議および部会

第13条 本会の会議は、会員総会、理事会とする。会員総会は毎年1回、理事会は会長がこれを必要と認めた場合、または理事の半数以上が必要と認めた場合に、これを召集する。

第14条 会員総会は、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画および予算
- (2) 事業報告および決算
- (3) 部会の設置および廃止
- (4) 会則の変更
- (5) 役員を選出および辞任
- (6) その他本会の運営上重要な事項

第15条 本会の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は会長の決するところによる。

## 第5章 会計

第16条 本会の財政は、会費およびその他の収入で運営する。

第17条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第18条 本会の決算は、会計監事の監査を経て、会員総会の承認を得なければならない。

## 第6章 事務局

第19条 本会の円滑な運営、部会等との連絡のため、事務局を置く。

付 則 本会則は、平成7年8月19日から施行する。  
第5条の変更が第2回全国大会総会で承認。  
本会則は、平成8年8月2日から施行する。

### 内規および申合せ事項

1. 第4条第6項 研究奨励賞の選定については、年齢制限を文部省科研費による奨励研究該当者とする。
2. 第4条第7項 講演会、シンポジウム開催等は含まれる。
3. 第6条第1項 院生等学生の正会員年会費については、理事会の議をへて減額することができる(学生会員の会費は3,000円)。
4. 第8条第3項 納入すべき当該年度を超えて2年以上と理解する。
5. 第11条 理事の選挙規定は、創立総会以後、理事会の検討課題とする。

### 理事選出に関する内規(第2回全国大会総会で承認)

1. 理事は各部会ごとに選出する。部会ごとの定数に関しては別に定める。
2. 選出方法は各部会に一任する。
3. 本部事務局、部会事務局担当校は1名を選出する。
4. 全国大会開催校は開催が決定された時から当該全国大会が終了するまでに限り1名を選出する。

## 名誉会員推薦規定

第1条 本規定は会則第5条の規定に基づき名誉会員の推薦に関する手続きを定める。

第2条 名誉会員は、研究業績が顕著で、本学会の役員を務めるなど、本学会への貢献度が著しい、満年齢70歳以上の正会員の中から推薦される。ただし、本学会員以外でも、社会的、あるいは国際的業績などが顕著な人で、本会の名誉会員に迎えることがふさわしいと、会員総会が特別に認めた場合にはこの限りではない。

第3条 部会理事会は、所属理事、幹事の調査結果、または、本会正会員5名以上の連記による申し出のいずれかがある場合には、審議のうえ名誉会員候補者を選出し、本人の承諾を得た後に理事総会に推薦するものとする。

第4条 理事総会は、各部会理事会からの推薦者につき審査し、理事総会として推薦の可否を決定する。会員総会は、理事会からの推薦に基づき、名誉会員の決定を行う。

## 日本産業科学学会設立趣意書

わが国の産業はいま、構造変革と国際共存体制の構築が求められている。これは通商摩擦、NIE Sの追い上げ、円高すう勢、技術革新、高度情報化、経済のソフト化、サービス経済化、市場ニーズの多様化などの時代の潮流のもと、バブル経済崩壊後の複合不況において一挙に表面化したものである。この激変する状況のなかで、日本の産業が今後とも発展しつづけるためには、市場開放、規制緩和等による産業構造の変革と、世界各国との市場の共有化、さらには産業構造の国際的分業化が不可避的な課題となったのである。

換言すれば、日本の産業はいま、従来までの経済性重視、利益偏重ではとらえることができない新たな価値観を模索しなければならない局面に立たされているといえよう。

このような最近における日本の産業に対する学問的研究には、複合的な専門的知識や経験の蓄積、交換が必要である。そのためには、専門領域を異にする研究者や実務者の協力が要請されるだけでなく、その協力を実効たらしめる場の設定が望まれるようになってきた。

もとより、上述のごとき研究は、今日のような先端技術産業の時代から遠くさかのぼった産業発展の歴史をも視野にいれ、かつそれとの関連において体系化に近づける必要がある。また、現在脚光を浴びているマルチメディア、環境保全などの新産業の創出を新たな価値観を生み出すものとして、いかに位置づけるかを考える研究でなければならない。

さらに、産業政策との関連における考察が重要であり、「90年代の通商産業政策のあり方 - 地球時代の人間的価値の創造へ - 」において示された産業(生産重視)から人間(生活重視)への視点の転換を踏まえているかの検討も当然なされるべきであろう。

日本の産業に関する研究は、産業そのものの現実を知ることを出発点とする。これを離れて産業の理論的研究はほとんどありえない。この観点から、日本の産業の現実を理論と実践の緊密な相乗作用のもとで研究するならば、われわれは日本の産業のあるべき将来像を鮮明に描くことができるものと確信している。

以上のような目的意識をもった研究は、ある特定分野についての専門知識の蓄積だけでは不可能である。もとより、各人がそれぞれ専門知識を蓄積することの重要性は当然の前提ではあるが、これに加えて、いまわれわれに求められているのは異種専門家・実務家による活発な交流である。

かくして、日本産業の研究というきわめて広範囲な研究目的に関して情熱を共有する専門家・実務家が一同に会し、自らを豊にするとともに、日本の産業研究をさらに深めることができる「場」をつくるのが緊急事となってきている。

本学会は、この「場」の設定による日本の産業研究及びその研究成果を広く普及させることを目的として設立するものであることをここに宣言するものである。